

茨木市重度重複障害者等支援事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市内において重度重複障害者等に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護（第3において「生活介護」という。）、同条第8項に規定する短期入所（第3において「短期入所」という。）又は同条第17項に規定する共同生活援助（第3において「共同生活援助」という。）を行う指定障害福祉サービス事業者に対し、市が補助金を交付することにより障害福祉サービス事業の円滑な運営を促進し、もって重度重複障害者等の在宅生活の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2 重度重複障害者等とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第1項の規定に基づき茨木市から介護給付費等の支給決定を受けた者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）別表第1に掲げる特別な医療が行われている者（第4において「要医療行為対象者」という。）
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳（第4号において「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者のうち、その障害の程度が1級又は2級（肢体不自由に限る。）に該当するものであって、かつ、療育手帳（知的障害者の福祉の増進を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対し、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の長から交付される手帳で、障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。第4号において同じ。）の交付を受けている者のうち、その障害の程度が重度（判定結果A）であるもの（第4において「重症心身障害者」という。）
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条第1項の規定に基づく障害支援区分が区分3から区分6までに該当する者であって、かつ、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、同令別表第1に掲げる項目のうち、「コミュニケーション」、「説明の理解」、「大声・奇声を出す」、「異食行動」、「多動・行動停止」、「不安定な行動」、「自らを傷つける行

為」、「他人を傷つける行為」、「不適切な行為」、「突発的な行動」、「過食・反すう等」及び「てんかん」（以下この号において「行動関連項目」という。）について、厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）別表第2に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄の項目に当てはめて算出した点数の合計が10点以上であるもの（第3以降において「行動援護者」という。）

- (4) 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、その障害の程度が1級若しくは2級に該当するもの、療育手帳の交付を受けている者のうち、その障害の程度が重度（判定結果A）のもの又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、その障害の程度が1級に該当するもの（第3以降において「重度障害者」という。）

（補助対象）

第3 補助の対象となる事業は、重度重複障害者等に生活介護、短期入所又は共同生活援助を行う事業とする。

2 前項の規定のうち、次に掲げる事業については対象外とする。

- (1) 行動援護者であって重症心身障害者に該当するものに対する生活介護
- (2) 行動援護者に対する生活介護
- (3) 行動援護者であって重度障害者に該当するものに対する生活介護
- (4) 行動援護者であって重症心身障害者に該当するものに対する共同生活援助
- (5) 行動援護者に対する共同生活援助
- (6) 行動援護者であって重度障害者に該当するものに対する共同生活援助

3 前2項の規定にかかわらず、本市が設置する施設の指定管理者が行う事業は対象外とする。

（補助金額）

第4 補助額は、次に定めるとおりとする。この場合において、第2の支給決定を受けた者が複数の区分に該当するときは、最も大きい補助金の額を適用する。

区分	補助金の額（日額）
要医療行為対象者	1人当たり2,000円
重症心身障害者又は行動援護者	1人当たり1,100円
重度障害者	1人当たり500円

（補助金の交付時期）

第5 補助金は、上半期分（4月分から9月分まで）及び下半期分（10月分から翌年3月分まで）に分けて交付する。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、別に定める時期に補助金を交付することができる。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者は、茨木市重度重複障害者等支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に実績報告書を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市重度重複障害者等支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(補助金の交付請求)

第8 第7の補助金交付決定通知書を受けた者は、茨木市重度重複障害者等支援事業補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第9 市長は、第8の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第10 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第11 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第12 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第13 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第14 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年10月13日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市重度重複障害者等支援事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年3月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市重度重複障害者等支援事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年9月16日から実施する。

様式第1号（第6関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

㊞

（自署の場合は押印不要）

茨木市重度重複障害者等支援事業補助金交付申請書

茨木市重度重複障害者等支援事業補助金（上半期分・下半期分）の交付を次のとおり申請します。

- 1 補助対象の内容
- 2 交付申請額
- 3 添付書類
実績報告書

様式第2号（第7関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市重度重複障害者等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市重度重複障害者等支援事業補助金（上半
期分・下半期分）は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条件

年 月 日

茨木市長



様式第3号（第8関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

㊟

茨木市重度重複障害者等支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で決定通知のあった事業補助金
（上半期分・下半期分）を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額